

事 務 連 絡
平成 2 1 年 3 月 9 日

保険医療機関・保険調剤薬局 様

三重県健康福祉部長寿社会室長

平成 2 1 年 4 月に改定される介護報酬について

平素は、介護保険事業の実施にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 2 1 年 4 月に改定される介護報酬について、ご案内いたします。

改正内容、届出様式については、下記のホームページアドレスからご確認のうえ、「新たに届出が必要な加算」を平成 2 1 年 4 月から算定する場合は、平成 2 1 年 4 月 1 0 日（金）までに、平成 2 1 年 5 月から算定する場合は、平成 2 1 年 4 月 1 5 日（水）までに、各保健福祉事務所に、必要な書類を 2 部提出願います。

なお、この通知は、介護保険法第 7 1 条第 1 項により、指定を受けたとみなされた事業者のうち、平成 2 1 年 3 月に介護報酬を支払われる事業者に送付しております。

記

【アドレス】

<http://www.pref.mie.jp/CHOJUS/HP/jigyosho/info/H21kaitei/index.htm>

【新たに届出が必要な加算】

サービス種類	加算名称
訪問看護（介護予防を含む）	「中山間地域等における小規模事業所加算」
	「サービス提供体制強化加算」
訪問リハビリ（介護予防を含む）	「サービス提供体制強化加算」

【注意事項】

「新たに届出が必要な加算」を算定しない場合であっても、新たな加算等、改定されたものがあります。改正内容をご確認願います。

事務担当
三重県健康福祉部長寿社会室
事業所支援グループ
TEL：059-224-2262
FAX：059-224-2919